

(仮称) 天北風力発電所に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社天北エナジーが、北海道稚内市において、最大総出力 30,000kW（定格出力 2,000kW 級又は 3,000kW 級の風力発電設備を 10～12 基程度）の風力発電所を新設する事業である。本事業は、既に系統連系への接続が確保されており、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

本事業の対象事業実施区域は、稚内市中央部、声問川及び増幌川に挟まれた周氷河地形の丘陵地に位置し、日本の重要湿地 500 の「大沼・メグマ湿原、声問川」が存在する。このうち大沼は 3～4 万羽のコハクチョウの渡来地であり、また、秋には 200 羽を越えるオジロワシ、オオワシが集結する地域である。この他にも、重要な動物として、哺乳類のエゾクロテン、猛禽類のオオタカ、ハイタカ、両生類のエゾサンショウウオ、昆虫類のコミズスマシ、魚類のイトウ、エゾトミヨ、重要な植物としてホロマンノコギリソウ等が生息・生育しており、豊かな自然環境が保全されている。

本事業の実施に当たっては、これら重要な動植物に対する環境影響を回避・低減することが不可欠であるが、特に希少猛禽類に対する本事業の影響について現地調査が十分とは言えず、その予測、評価は不確実性が高い。このため、本事業のさらなる検討に当たっては、当該地域における必要性を踏まえて追加調査を実施し、その結果を踏まえた適切な措置を講じることが前提であり、それが実施できないようならば、事業そのものを見直すべきである。

これらを踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、評価書の作成を行うこと。

1. 総論

(1) 本事業については、次の措置を担保することが前提であり、それが実施できなければ、鳥類に対する影響が重大なことから、事業そのものを見直すこと。

- ① 本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、国内希少野生動植物種に指定されたオジロワシが繁殖しているほか、オオワシ、オオタカ、ハイタカ等の希少猛禽類の飛翔が高頻度で確認されており、本事業によるこれらの希少猛禽類への重大な影響が懸念される。このため、重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点から、当該地域における必要性を踏まえてさらに 1 営巣期の追加調査を実施すること。
- ② その結果を踏まえ、鳥類の生息、繁殖、渡り行動等について重大な影響が予測される場合には、事業計画そのものを見直しを行うこと。それ以外の場合にあっては、鳥類の生息等への影響が最小限となるよう、鳥類への影響が予測される期間の稼働調整等を含めて検討し、適切な環境保全措置を講ずること。

なお、上記の措置を講ずることを前提として、今後の環境影響評価手続に当たっては、以下の措置を適切に講ずること。

(2) 事後調査及び環境保全措置に位置づけられている環境モニタリングを適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

(4) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 騒音について

対象事業実施区域内に存在する小中学校施設においては、風力発電設備からの騒音と道路交通からの騒音の累積的な影響が懸念される。このため、当該小中学校を調査地点として設定して、騒音に係る調査、予測及び評価を実施し、必要に応じて専門家等からの助言を踏まえて、適切な環境保全措置を講ずること。また、当該調査地点における騒音等に係る環境モニタリングを実施し、その結果に応じて、風力発電設備の稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 水環境について

造成工事に伴う濁水による環境影響を回避・低減する観点から、沈砂池、土砂流出防止柵、しがら柵等の設置、土捨場の排水設備等の環境保全措置を講ずること。また、事後調査を実施し、その結果に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 風車の影について

風車の影による影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居地域への影響を回避・低減するとともに、環境保全措置の検討に当たっては、回避、低減、代償の順で検討すること。また、その検討結果に応じて、稼働時間の調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(4) 動物について

① 鳥類について

鳥類の衝突に係る予測に関しては、不確実性が高いことからバードストライクの事後調査を適切に実施し、重大な影響が認められた場合には、専門家等の助言を踏まえて、稼働調整も含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

また、航空障害灯等による鳥類の誘引が確認された場合等、事後調査により判明した内容に応じ、鳥の渡りの時期の稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を高い頻度で適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、死亡原因の分析及び傷病個体の救命を行うため、関係機関と連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

② 哺乳類及び両生類について

対象事業実施区域及びその周辺は、エゾクロテン、エゾサンショウウオ等の重要な動物の生息が確認されていることから、当該地域における必要性を検討の上専門家等の助言を踏まえて、これら種への適切な環境保全措置を講ずること。

(5) 植物について

対象事業実施区域及びその周辺は、冬季の強い偏西風により植生の回復が困難であり、また、土壌の凍結融解作用等による流出が懸念される。このため、改変面積及び樹木の伐採を最小限に抑制するとともに、当該地域における必要性を検討の上専門家等の助言を踏まえて、土壌流出防止等を含む早期の植生回復に向けた環境保全措置を講ずること。

(6) 発生土等について

対象事業実施区域及びその周辺については、取付道路や風力発電設備の設置に伴う地形の改変や発生土による環境影響が懸念される。このため、地形の改変量を最小限に抑制するとともに、発生土置場の配置等の検討に当たっては、自然植生、ため池、重要な動植物の生息・生育地、まとまった緑地、自然度の高い区域、土砂の流出があった場合に近傍河川の汚濁のおそれのある区域等を回避すること。